

大子町告示 68-3号

大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年 7月 10日

大子町長 高 梨 哲 彦

大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏から町に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年5月29日付け計推第40号茨城県政策企画部計画推進課長通知。以下「県実施要領」という。）及び大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) マッチングサイト 移住支援事業を実施する都道府県が，移住支援事業の対象となる求人を掲載しているマッチングサイトをいう。
- (4) 起業支援金 県実施要領第6に規定する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、別表第1に定める移住等に関する要件を全て満たし、かつ、別表第2に定める就業に関する要件又は別表第3に定める起業に

関する要件に該当するものとする。

- 2 前項の場合において、2人以上の世帯の場合には、同項で定める要件に加え、別表第4に定める世帯に関する要件を満たさなければならない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯の場合 100万円

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）（別表第2に定める就業に関する要件に該当する場合のみ）
- (2) 起業支援金の交付決定通知書の写し（別表第3に定める起業に関する要件に該当する場合のみ）
- (3) 本人確認書類の写し（写真付き身分証明書）
- (4) 住民票の写し（第3条第2項の場合にあっては世帯全員分）
- (5) 移住元の住民票の除票その他の大子町に転入した日から過去5年間の居住地を確認できる書類の写し（第3条第2項の場合にあっては世帯全員分）
- (6) 大子町に転入した日から過去5年3か月間の在勤地及び在勤期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ）
- (7) 大子町に転入した日から過去5年3か月間の在勤地及び在勤期間並びに個人事業主であったことを確認できるもの（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、個人事業主として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付を適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不適当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付決定通知書を紛失し、又は毀損したときは、その旨を町長に届け出て、当該移住支援金交付決定通知書の再発行を受けることができる。

（支援金の交付）

第7条 規則13条に規定する支援金の交付は、町に支援金の交付申請があった日（以下「申請日」という。）から起算して3か月以内に行うものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けた場合 全額

(2) 申請日から3年未満の期間に、町から転出した場合 全額

(3) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(5) 申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合 半額

（支援金の交付手続の省略）

第9条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する支援金の額の確定の手続を省略するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

移住等に関する要件

移住元に関する要件	移住先に関する要件	その他の要件
<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 町に転入する直前までに、連続して5年以上、東京23区に居住していたこと。</p> <p>(2) 町に転入する直前までに、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、町に転入する3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、町に転入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 令和元年6月1日以後に町に転入したこと。</p> <p>(2) 申請日において、町に転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(3) 申請日から5年以上継続して、町に居住する意思を有していること。</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(2) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が支援金の対象として不適当と認める者でないこと。</p>

別表第 2（第 3 条関係）

就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、マッチングサイトに掲載している求人であること。
- (3) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して 3 か月以上在職していること。
- (5) 求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- (6) 申請日から 5 年以上継続して、当該就業先に勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

別表第 3（第 3 条関係）

起業に関する要件

1 年以内に起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第 4（第 3 条関係）

世帯に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が、申請日において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和元年 6 月 1 日以降に町に転入したこと。
- (4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請日において町に転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- (5) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

年 月 日

大子町長 様

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	
氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

移住支援金の種類	就業	起業	
単身・世帯	単身	世帯	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。） 人

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「移住支援金に係る個人情報への取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、大子町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する

※確認事項のBの欄に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

就業期間	就業先の名称及び所在地	勤務地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合には、移住支援金の交付対象となりません。

6 関係書類

- (1) 就業証明書(様式第2号)(要綱別表第2に定める就業に関する要件に該当する場合のみ)
- (2) 起業支援金の交付決定通知書の写し(要綱別表第3に定める起業に関する要件に該当する場合のみ)
- (3) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書)
- (4) 住民票の写し(要綱第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)
- (5) 移住元の住民票の除票その他の大子町に転入した日から過去5年間の居住地を確認できる書類の写し(要綱第3条第2項の場合にあつては世帯全員分)
- (6) 大子町に転入した日から過去5年3か月間の在勤地及び在勤期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ)
- (7) 大子町に転入した日から過去5年3か月間の在勤地及び在勤期間並びに個人事業主であったことを確認できるもの(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、個人事業主として東京23区に通勤していた者が申請する場合のみ)
- (8) その他町長が必要と認める書類

管理コード(茨城県及び町使用欄)	
------------------	--

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告又は立入調査について、茨城県及び大子町から求められた場合には、それに応じます。

- 2 次に掲げる場合には、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合
全額
 - (2) 申請日から3年未満の期間に、大子町から転出した場合 全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に大子町から転出した場合 半額

移住支援金に係る個人情報の取扱い

茨城県及び大子町は、移住支援金の申請等に際して得た個人情報について、茨城県及び大子町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び大子町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

大子町長 様

証明者（雇用者） 所在地
名称
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
就 業 先 所 在 地	
就 業 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

※移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び大子町の求めに応じて、茨城県及び大子町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

大子町長

印

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった移住支援金の交付については、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

(1) 大子町は、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・ 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合
全額
- ・ 申請日から3年未満の期間に、大子町から転出した場合 全額
- ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 全額
- ・ わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- ・ 申請日から3年以上5年以内に大子町から転出した場合 半額

(2) 大子町は、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金が適切に交付されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合には、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード（茨城県及び町使用欄）	
------------------	--